

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 21 日（金）第3333号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 1  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 1  
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（4件）（水産振興課取扱い） 1  
 ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 3  
 ○土地改良区の清算人の就任の届出（農地整備課取扱い） 3  
 ○県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 3  
 ○道路の位置指定（大隅地域振興局取扱い） 4
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備業交通誘導警備業務 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第823号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 7 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
垂水市立医療センター垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140

## 2 認定の有効期限

平成32年 8 月 17 日

## 鹿児島県告示第824号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年 7 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
公益財団法人慈愛会今村総合病院 鹿児島市鴨池新町11-23	名称	公益財団法人慈愛会今村病院分院	公益財団法人慈愛会今村総合病院	精神通院医療

## 鹿児島県告示第825号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 7 月 21 日から同年 8 月 4 日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 7 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
阿久根市西目5647番地 3 市営春畑住宅52号 猿樂敦  
阿久根市西目166番地 西園圓蔵  
阿久根市西目1037番地 尾上和弘
- 2 加入区  
西目加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
北さつま漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第826号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 7 月 21 日から同年 8 月 4 日まで羽島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 7 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
いちき串木野市愛木町117番地 1 濱松盛廣  
いちき串木野市口之町129番地 平石哲朗  
いちき串木野市口之町88番地 平石良博
- 2 加入区  
羽島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
羽島漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第827号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 7 月 21 日から同年 8 月 4 日まで吹上町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 7 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
日置市吹上町入来3907番地 稲田和夫  
日置市吹上町入来4009番地 山口利一  
日置市吹上町入来4083番地 2 久保一幸
- 2 加入区  
吹上加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
吹上町漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第828号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補

償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年7月21日から同年8月4日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡龍郷町安木屋場2360番地15 辺木幹男  
大島郡龍郷町赤尾木323番地6 豊山健也  
大島郡龍郷町赤尾木196番地5 岩田浩志
- 2 加入区  
龍郷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
奄美漁業協同組合

### 鹿児島県告示第829号

西之表市現和8743番地 古園則夫及び西之表市現和5882番地 濱元撲からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 西之表市東海区域（西之表市大字伊関，大字安納，大字現和，大字安城及び大字古田の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業又は主として固定式さし網漁業を営む漁業

### 鹿児島県告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人出水市昭和干拓土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成29年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した清算人の氏名及び住所

黒田 保 出水市下鯖町1723番地  
柳原 勝巳 出水市下鯖町2393番地  
片岡 正 出水市下鯖町2359番地  
山本 辰男 出水市下鯖町1591番地  
立山 哲幸 出水市米ノ津町34番地39

### 鹿児島県告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）西之表地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成29年 7 月 24 日から同年 8 月 21 日まで
- 3 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

### 大隅地域振興局告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 7 月 21 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 7 月 3 日	志布志市志布志町 志布志三丁目 3 番 5 号 株式会社南九州不 動産 代表取締役 宮田清一郎	志布志市志布志町志布志 字北大原614番 5	34.48	4.37

## 公安委員会公告

### 警備業交通誘導警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

平成29年 7 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成29年10月28日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、検定当日の受付時間は、午前 8 時30分から午前 9 時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
  - (3) 受検定員  
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した

場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

### (1) 受付の期間及び時間帯

#### ア 期間

平成29年8月14日（月）から同月25日（金）まで（県の休日を除く。）

#### イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

### (2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

### (3) 申請先及び申請方法

#### ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

#### イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）